

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 3 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和8年3月17日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 会議録署名議員の追加の指名
- 日程第2 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第22 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第23 議員派遣について

日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

2番、福山晴美議員は、通院治療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、会議録署名議員の追加の指名、議案第4号から議案第23号までの議案20件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の追加の指名

○玉田議長 日程第1 会議録署名議員の追加の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2番、福山晴美議員を指名いたしましたが、本日の会議を欠席されることから、地方自治法第123条第2項及び会議規則第81条の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなるため、会議規則第81条の規定により追加の会議録署名議員として、3番、西野峻也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について～

日程第21 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第2 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件から日程第21 議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算までの議案20件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案20件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件外、議案8件です。

当委員会は3月9日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算及び議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第5号、議案第6号、議案第11号、議案第12号の所管部分、議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件では、不利益処分の名宛て人となるべき者が所在不明となる判断基準は。電子計算機の映像面に表示とは、について。

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正の件では、通勤距離が60キロメートルを超える職員はあるのか。また、通勤距離が長い場合、災害時の初動体制に影響はないのか。自動車通勤について使用する自動車は登録が必要か。主査の職務を加えた経緯は。について。

議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件では、救急業務協力者、水防従事者とはどのような者か。過去3年間で公務災害補償の対象となった者はいるのか。について。

議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、水道事業会計繰出金を減額する理由は消火栓の改修費用か。また、消火栓の設置状況等の把握はできているのか。繰越明許費で池の整備改修事業と整備事業の工事内容の違いは。について。

議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、資本的

収入の下水道事業債と一般会計の出資金が減額となる理由は、について。

議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算では、新聞折り込み等業務委託料の委託内容は。について。

議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算では、一般会計繰入金の物価高騰対策基本料金免除事業と物価高騰対策基本料金免除相当額の差額分の用途は。物価高騰対策基本料金免除はいつからか。また、高齢者のみ世帯、水道料金減額対象者から金額の違いについての問合せはないのか。前年度と比べて水道事業の配水及び給水の予算を増額した理由は。漏水調査業務委託について先端技術の導入を行わないのか。について。

議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算では、指定工事店指定手数料とは。また、指定工事店の増減及び営業の状況の確認方法は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件の外、議案10件です。

当委員会は3月10日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の外、議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例制定の件、議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分、議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）及び議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第4号、議案第10号、議案第12号の所管部分、議案第13号、議案第14号及び議案第19号は可決しました。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市乳

児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算及び議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算は、討論の後、賛成多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件では、医療機関は新たに機器を導入しなければならないのか。それともシステム変更で可能となるのか。について。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、子ども・子育て支援納付金の上乗せにより被保険者の格差を拡大させる可能性があるという指摘がある、その点についての考えは。について。

議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件では、設備はどのようなものか。また、各施設の基準は満たされているのか。国から示されている人員配置と面積基準以上で対応していくのか、それとも国基準なのか。子供の安全という観点からいろんなことを想定して整えておかなければならないと考えるが対応は。について。

議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件及び議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定の件では、質疑はありませんでした。

議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）所管部分では、工事請負費は給湯配管工事とのことだが、総合保険福祉センター全体の給湯配管工事なのか。また、費用負担は。小学校費の管理業務委託料は。トイレの改修のことだが、現在、改修はどこまで進んでいるのか。について。

議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、介護保険保険者努力支援給付金について、目標、成果及び効果並びに結果及び評価は。地域介護・福祉空間設備等施設設備補助金における自家発電機の補助基準は。について。

議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、マイナ保険証は

社会保険から国民健康保険に切り替える場合の手続は。また、切替手続における苦情等は把握しているのか。療養給付金給付費の減額理由は。について。

議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算では、保険給付費が前年度と比べて増えているが、介護サービス利用者が増加しているの見込んでいるのか。また、介護需要に対応した事業所は整っているのか。岩出げんき体操自主グループフォローアップ事業委託料について、他の自主的に活動しているグループについて把握しているのか。介護支援専門員受験応援事業委託料について、現在の成果は。また、今後の対応は。について。

議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、子ども・子育て支援納付金分による保険料の状況は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、大上正春議員、演壇でお願いいたします。

○大上議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月5日木曜日、本会議散会后、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対し議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

3月11日水曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月12日木曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算に対する討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第5号 岩出市行政手続条例の一部改正の件、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市人権尊重のまちづくり条例の制定の件、議案第11号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第12号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）、議案第13号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第15号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和8年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第21号 令和8年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第22号 令和8年度岩出市水道事業会計予算、議案第23号 令和8年度岩出市下水道事業会計予算、以上、議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第4号から議案第6号まで、議案第10号から議案第16号まで、議案第19号及び議案第21号から議案第23号までの議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第6号まで、議案第10号から議案第16号まで、議案第19号及び議案第21号から議案第23号までの議案14件は、原案のとおり可決されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

牛田佑佳議員。

- 牛田議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金を新たに創設する内容を含むものであります。少子化対策や子ども・子育て支援の充実が重要であることについては十分理解しております。しかしながら、国民健康保険は、自営業者や年金生活者、休職中の方など、比較的所得水準の低い方が多く、加入する制度であり、既に保険税の負担は決して軽いものではありません。そのような中で新たに、子ども・子育て支援納付金という形で医療保険料に上乘せし、負担を求めることは、被保険者にとってさらなる負担増につながるものが懸念されます。

また、本来、医療保険制度は、医療に必要な費用を支える制度であります。今回の制度は、子ども・子育て政策という別の政策目的の財源を医療保険料に求めるものであり、制度の在り方として慎重に検討されるべきものと考えます。

現在、日本の国民負担率は約46%から48%とされており、1990年前後の約38%と比べても大きく増加しております。国民の負担が増え続けている現状を踏まえると、これ以上の負担増につながるのには慎重に考えるべきであります。

以上の理由から、本議案には賛成することができず、反対といたします。

- 玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

- 田中議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保険料と併せて、令和8年度から拠出していただく子ども・子育て支援金に伴う子ども・子育て支援納付金分に係る保険税の税率等の改正を行うものです。

なお、従来の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る保険税の税率等は据置きとしています。

国においては、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す、こども未来戦略「加速化プラン」により、子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされ、

対象者に一定の広がりのある6つの子育て施策、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付及び育児期間中の国民年金保険料免除措置に子ども・子育て支援金が充てられています。拠出していただいた支援金は、医療保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と併せて徴収し、国へ納付する制度となっています。また、低所得者への配慮として、保険税の算定に当たっては、7割、5割、2割軽減も実施されます。

以上の点から、国民健康保険の運営に当たり、市が和歌山県に納付する子ども・子育て支援納付金分を含めた国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な改正であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第7号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、納付金の徴収事務上の手続に関する一部改正であり、子ども・子育て支援法の成立に伴うものです。そもそも子育て支援の財源を医療保険に上乗せすることは道理がなく、容認すれば国民皆保険制度を掘り崩すことにつながり、反対です。

子ども・子育て支援金制度は、既の実施されている児童手当の拡充や、育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援や、誰でも通園制度の実施などを進める一方で、それに必要とされる3.6兆円の財源を既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険制度に上乗せ徴収する支援金で補うこととしています。つまり、本来国が財源を確保して実施すべき子育て支援策を医療保険制度に上乗せ徴収するなどの形で国民に負担を強いるものとなっています。

そもそも全ての国民が医療保険に加入する国民皆保険制度は、病気やけがの際に医療費の負担を軽減し、平等に医療サービスを受けられる仕組みであり、その医療保険を少子化対策の財源に流用することは、医療保険制度の目的外利用であり、今でも高い国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に上乗せ徴収である子ども・子育て支援金制度は、実質の増税と言わざるを得ません。

同じ世帯構成で比べると、労使折半のある被用者保険と比べて、非正規雇用やフリーランスなどが加入する国民健康保険料では、全額自己負担で、同じ年収でも負担増になります。また、地方自治体によって国民健康保険の賦課方式が違うことか

ら、同じ収入でも負担の格差が生まれることなどの矛盾が指摘されています。

政府は支援金制度について、企業を含め、社会経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出するものというが、支援金は保険料に上乗せして徴収され、医療保険料は一定の収入を超えれば据置きとなり、逆進性を持っています。しかも、収入の低い加入者の多い国民健康保険のほうが、保険料に対する支援金の負担増の割合が高くなるなどの問題があります。

少子化対策は進めるべきであると考えますが、子ども・子育て支援金制度の財源を医療保険料に上乗せするのは、医療保険制度の目的外利用であり、実質的な増税です。子育て予算の拡充というのなら、公費そのものを大幅に増やすべきと申し上げ、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本事業の目的は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するというものです。保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で通園できる仕組みで、孤立しがちな子育て家庭への支援を目的としています。全ての子供の育ちを応援することは重要です。また、育児不安の軽減や親子の孤立防止につながる可能性もあり、制度の趣旨自体を否定するものではありません。目

的は重要だと考えますが、しかし、その実現が保育現場だけにとどまらず、事業に携わる保育士にも混乱を招きかねない問題があります。

市は国の基準に準じて行うとしていますが、国から示されている人員配置や面積基準の緩和が含まれており問題です。人見知りの時期である乳幼児を時間単位で預けることは、子供にとって大きなストレスになるだけでなく、保育現場においても事故が起こるリスクが大きく、子供の安全が守られるのかが大きく問われてきます。

子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ未就園児への支援の仕組みづくりが求められることは事実です。しかし、こども誰でも通園制度は、法律上は、乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供であって、保育ではありません。子供の状態を十分に把握することが難しい中、子供の安全や育ち、多様な経験が担保されるとは言えず、保育現場に負担を強いるものとなります。孤立育児の解消という目的は重要です。しかし、その実現が保育現場のさらなる疲弊の上に成り立つものであってはなりません。

親の就労にかかわらず、全ての子供たちの育ちを支援するというのであれば、希望する全ての子供たちに質の確保された保育を保障できるようにすべきと考えます。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで、誰でも通園制度の土台をつくることを国に求めることを要望し、この議案には反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

杉本直哉議員。

○杉本議員 議案第8号 岩出市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の適正な実施を図るため制定するものです。こども誰でも通園制度は、子供が家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長していくよう、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的で創設された新たな通園制度です。

令和8年4月から全国の自治体で実施されることとなりますが、児童福祉法に基づく認可事業として位置づけられるため、適正な事業実施に当たり、市がその設備及び運営に関する基準を定める必要があります。内閣府令で定める基準を踏まえ、基準を定める条例を制定されるものでありますので、私は本議案に賛成といたします。

す。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第8号に対する討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

先ほど、議案第8号で述べたとおり、現場の混乱、事故へのリスク、子供の安全が守られるのかが問われてきます。子供の状態を十分に把握することが難しい中、子供の安全や育ち、多様な経験が担保されるとは言えず、保育現場に負担を強いるものとなります。孤立育児の解消という目的は重要です。しかし、その実現が保育現場のさらなる疲弊の上に成り立つものであってはなりません。

親の就労にかかわらず、全ての子供たちの育ちを支援するというのであれば、希望する全ての子供たちに質の確保された保育を保障できるようにすべきと考えます。保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで、誰でも通園制度の土台をつくることを国に求めることを要望し、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

杉本直哉議員。

○杉本議員 議案第9号 岩出市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する事業者に対して、子ども・子育て支援法に基づく乳児等支援給付費を給付するに当た

り、具体的な運営に関する基準を定めるものです。事業者が乳児等支援給付費の給付を受けるために必要な基準であり、内閣府令で定める基準を踏まえ、基準を定める条例を制定されるものでありますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

現在、国政においても物価高騰への対応が大きな課題となっており、国民生活は厳しい状況が続いています。食料品や光熱費などの生活に欠かせないものの値上がりが続き、多くの市民が暮らしの厳しさと不安を抱えています。

こうした状況の下で、本市の令和8年度予算は、対前年度比4.8%増の過去最高となる220億円の規模となっています。過去最高規模となる予算だからこそ、市民の暮らしを直接支える施策を積極的にさらに充実させるべきではないかと考えます。しかし、本予算案を見ると、物価高騰対策についても、子育て支援についても、いろいろなところで国の制度を実施するものが中心となっており、国の制度を活用することはもちろん必要ですが、国の制度に乘るだけでは自治体の役割を十分に果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

市民の暮らしに最も近い自治体として、独自の支援策を行うことが求められています。市民の移動手段の確保についても課題があります。高齢者をはじめ、移動手段に不安を抱える市民からは、乗り合いタクシーの導入を求める声が以前から上がっています。高齢化が進む中で、移動手段の確保は重要な課題です。特に車を運転

できない高齢者にとって、買物や通院の足の確保は切実な問題です。この問題についても、これまで議会や、また委員会の中でも繰り返し追及をしておりますが、しかし、本市では乗り合いタクシーの移動支援制度は実施されておられません。市民要望があるにもかかわらず、実施に向けた動きはなく、大きな問題です。

そして、可燃ごみ袋について、今年度からさらに値上げされることが既に決まっておりますが、市民生活に直接影響するもので、市民の暮らしの状況、物価高騰の中で、市民の負担をさらに増やすことについては慎重であるべきと考えます。一般廃棄物処理手数料に関する特例をさらに続ける対応を行うべきだったと考えます。

さらに、市民サービスを充実させていくことや、新たな事業を進めるに当たっては、現場を担う職員体制の拡充や、適正な配置も重要です。必要な分野にしっかりと職員を配置し、市民に寄り添った行政運営を進めていくことが重要であると考えます。市民サービスを支える体制についても十分な検討が求められます。この予算を見る限り、市民の暮らしを直接支える独自政策が十分に盛り込まれているとは言えません。

以上の理由から、本予算案には賛成できないことを申し上げ、討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 議案第17号 令和8年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、市制施行20周年、また第3次長期総合計画（後期基本計画）の開始年度を踏まえた上で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、確実かつ継続的に各種行政サービスを実施するため、過去最高額を更新する220億円、対前年度比で4.8%増の積極予算となっています。

今後の財政負担を見据え、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、市が直面する諸課題に積極的に対応するため、国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、人口問題の解決、学力の向上及び福祉の充実に引き続き重点を置き、特に国土強靱化対策、環境対策を積極的に推進する予算を計上されています。

歳入においては、市税の確保はもとより、国県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用されています。また、市の借金である市債は、緊急防災・減災事業債と一般廃棄物処理事業債にとどめ、健全財政に努められています。

次に、歳出においては、市制施行20周年記念式典や講演会、人口の問題解決として、交流人口の増加に向け整備した岩出市観光案内所における記念イベントをはじめ

め、市への愛着を深め、市の魅力を発信する市制施行20周年記念事業が計上されています。

国土強靱化対策としては、災害対策活動拠点の整備とともに、引き続き生活道路環状化事業を進められています。

環境対策として、クリーンセンター基幹的設備改良事業、また各福祉施策、特に子ども・子育て支援に重点を置きながら、学力向上についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされています。

このように、当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種対策にわたり充実した内容となっています。

よって、私は本議案について賛成とします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第17号に対する討論を終結いたします。

議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

先ほどから言っております、議案第7号でも申したとおり、この予算の中には、子ども・子育て支援金を創設するものが全て含まれております。子ども・子育て支援は、本来、税金の再分配として行われるべきであり、子育て支援への予算の組み方、国の在り方を示す基本問題の1つです。こういう問題なのに健康保険に上乗せし、国民に負担させるという発想自身が間違っていると考えます。

この予算には、こうした問題が多く含まれるものが入っているので、反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第18号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指して運営が広域化され、県が財政運営の責任主体となって、財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めることとなっております。

歳入では、県支出金ほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保険料と併せて、令和8年度から拠出していただく子ども・子育て支援金に伴う子ども・子育て支援納付金分に係る保険税率の改正が反映された保険税額が予算計上されている一方で、被保険者の税負担を緩和するため、基金を繰り入れる予算となっております。さらには、滞納処分による自主財源の確保、交付金等の活用など、国保財政の健全化及び安定した運営に資するものとなっております。

歳出では、被保険者の減少により、保険給付費の総額が減少する一方で、1人当たりの医療費は増加し、非常に厳しい状況であると伺っていますが、保険給付に必要な予算が確保されています。また、医療費が増加している状況において、被保険者の疾病予防と健康増進、医療費の適正化を図る取組として、特定健診をはじめ、特定保健指導や健診未受診者対策、糖尿病性腎症重症化予防事業や生活習慣病予防事業、人間ドック、脳ドックなどの保健事業推進のための予算も計上されるなど、事業運営に必要な予算が確保されております。

以上の点から、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

日本共産党は、75歳という年齢で分け、年齢に達すると、全ての人をこの保険制度に組み込んでいく仕組みそのものに反対をしています。

この医療制度の目的は、75歳以上の高齢者に医療費の負担を痛みとして実感してもらうために導入されたものです。制度導入後18年がたちました。時間の経過とともに痛みが大きくなり、制度の目的が貫徹され、負担は限界に達しつつあります。地方自治体はこの制度によって、老人医療費無料化制度が壊されたことを忘れてはなりません。

そして、国による子ども・子育て支援金の創設についてです。子ども・子育て支援は、本来、税金の再配分として行われるべきものであり、子育て支援への予算の組み方は、国の在り方を示す基本問題の1つです。

こういう問題なのに、健康保険に上乘せし、国民に負担させるという発想自身の間違っていると考えます。税の集め方、予算の組み方を改めれば子育て支援の財源が確保できます。新たな福祉は、国民の相互負担で補うという考えは致命的に間違っていることを申し上げ、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第20号 令和8年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者として、疾病等に対し給付を行うもので、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しています。歳出合計額の99.5%、13億9,527万6,000円が後期高齢者医療広域連合への納付金であり、対前年度比10.1%の増となっていますが、被保険者が増加していることや、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保

険料と併せて、令和8年度から拠出していただく子ども・子育て支援金の納付などによるものです。

納付金の内容は、保険料や療養給付費負担分など、制度を維持するために、市の負担が必要とされる部分や、広域連合の運営に必要な事務費負担金、広域連合が国へ納付する子ども・子育て支援納付金分など、制度運営上必要なものであります。また、被保険者の疾病リスクなどの早期発見のため、保険事業費に人間ドックや脳ドックも計上されています。

以上述べましたように、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について

○玉田議長 日程第22 発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 所得税法第56条の廃止及び関連条項の見直しを求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議員派遣について

○玉田議長 日程第23 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程24 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)